

2023年4月

取引企業 各位

学校法人工学院大学  
理事長 後藤 治

## 取引に関する誓約書の提出について（ご依頼）

平素は本学の調達業務にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

不正防止に関し、文部科学省から厳しい指導を受けており、本学では、調達案件や消耗品については全品検収を行い、不正防止に努めております。

本学における教育・研究活動経費は、学生からの入学金、授業料、国民の納税を原資とする補助金等、貴重な財源から成り立っています。私たちはそれらを肝に銘じ、適正に予算執行しなければならぬと考えています。

不正防止には学内体制とともに取引企業の皆様のご支援が不可欠であり、原則として取引のある全ての企業様から「取引に関する誓約書」をご提出頂くことにてしております。

何卒、その事情をお汲み取りいただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴社のご発展を祈念申し上げます。

### 記

- 1) 提出期限 本依頼書を受け取り次第、早急にご提出願います。
- 2) 提出方法 年月日、所在地、電話番号、社名、代表者役職・氏名を記入、捺印の上、  
購買課宛てにご送付下さいますようお願い申し上げます。
- 3) 提出辞退 当誓約書を提出頂けない場合は、原則取引停止と致します。
- 4) お問い合わせ 財務部購買課 TEL 03-3340-0492  
E-メール koubai@sc.kogakuin.ac.jp

なお、万一、本学教職員から不正を強要された場合は、本学「内部監査室」へ報告をお願い申し上げます。 内部監査室 TEL 03-3340-0349

以上

※「誓約書」への押印は、契約権限のある支店長様や営業所長様等でも構いません。

※この頁の送付は不要です。「取引に関する誓約書」(2頁目)のみご郵送をお願い致します。

学校法人 工学院大学  
理事長 後藤 治 殿

## 取引に関する誓約書

当社(当法人)(以下「当社」という。)は、学校法人工学院大学との取引において、いかなる不正行為も行わないことを誓約致します。

当社に不適切な行為があると認められた場合は、学校法人工学院大学が定める「物品調達に係る取引停止等に関する内規」(平成 19 年 10 月 17 日制定)により取引停止処分となることに異議を申し立てません。

また、学校法人工学院大学の監査・調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等の要請があった場合は、速やかに協力致します。

当社は、当社又は当社の役員もしくは、従業員(当社の業務に従事する者を含)に反社会的勢力との関係が無いことを確約致します。

なお、万一、学校法人工学院大学教職員から不正を強要された場合は、学校法人工学院大学内部監査室へ報告致します。

年 月 日

所在地

電話番号

社名

代表者役職・氏名

印

※添付資料：工学院大学「物品調達に係る取引停止等に関する内規」  
(平成 19 年 10 月 17 日制定)

○物品調達に係る取引停止等に関する内規

(平成 19 年 10 月 17 日)

(目的)

第 1 条 本内規は、学校法人工学院大学(以下「本学」という。)の物品等調達規程に基づき、調達業務の適正な運営に資することを目的とする。

2 この内規は、本学が発注する建設工事を除く「物品の調達及び委託、役務提供その他の契約」(以下「物品調達」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この内規において「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 担当常務理事は、「物品等調達規程第 17 条による業者名簿に登載された者又はその他の者」(以下「業者」という。)が、別表の「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの区分に該当する場合は、「物品調達」に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 担当常務理事は、前項の措置を行った後、理事長に報告し、別表「取引停止の措置基準」に基づき、理事長が取引停止期間等を決定する。

(取引停止措置等の学内への周知)

第 4 条 取引の停止をしたときは、その概要を学内の教職員に周知徹底する。また、担当常務理事は、取引停止の旨を当該業者に通知する。

(取引停止期間中の下請の禁止)

第 5 条 取引停止期間中の業者は、他の業者の「物品調達」の全部又は一部を下請することを認めないものとする。

(改廃)

第 6 条 この内規の改廃は、理事長が行う。

附 則

この内規は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。(常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更)

附 則

この内規は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。（常務理事会廃止に伴う変更）

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（購買規程改正に伴う変更）

別表

1 取引停止の措置要件

区分	措置要件
(1) 過失による 粗雑な契約履行	本学が発注した「物品調達」に関し、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき
(2) 契約違反	(1)に掲げる場合のほか、本学が発注した「物品調達」に関し、契約に違反する等、契約の相手方として不相当であると認められるとき
(3) 談合	本学が発注した「物品調達」において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき
(4) 不正行為又は 不誠実な行為	本学が発注した「物品調達」に関し、不正又は不誠実な行為をし、相手方として不相当であると認められるとき
(5) 贈賄	① 本学の役員、教職員に対し、賄賂が発覚したとき ② 他の私立大学を含む公的機関の職員等に対して行った賄賂が発覚したとき
(6) その他	① 他の私立大学を含む公的機関において取引停止の措置が行われ ことが判明したとき ② 前号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の「物品 調達」の相手方として不相当であると認められるとき

2 取引停止の措置基準

理事長は、取引停止の措置要件を検討のうえ、取引停止期間(1 ヶ月～24 ヶ月、無期限)を決定する。